

# 適格請求書発行事業者の登録期限延長について

標記の件、「適格請求書発行事業者」についての内容が一部変更される見込みとなりました。但し、税制大綱で決まった内容のため今後法案として成立する必要があります。

## 1. 登録期限の延長

### (1) 登録期限の変更(見込み)

手続き	期限	相手先
適格請求書発行事業者登録申請	2023/3/31→2023/9/30	管轄税務署
取得登録番号の連絡	登録番号通知後早めに	取引先事業者

### (2) 注意点

①登録番号の通知に2～3週間かかること、②通知が遅くなることにより、取引先の手続きに影響が出ること等から、登録する場合は早めにするようにしましょう。

## 2. 課税事業者になった場合の消費税額の猶予措置(見込み)

課税事業者になった場合、3年間消費税の納税額を売上税額の2割におさえる措置ができる見込み(2割特例)です。その場合は、①課税事業者になっても3年間は影響が少なくなること、②建設業者については、3年間は簡易課税事業者にならないほうが有利になります。現状の見込みでは、消費税申告時に2割特例か簡易課税を選択する方式になりそうですので、注意が必要です。

### 原則課税(当初の予定が4年目から)

収支	金額	消費税
売上(売上税額)	990	90
経費(仕入税額)	330	30
納付消費税	60	60
利益・納付消費税	600	60

### 猶予措置(当初3年間)

収支	金額	消費税
売上(売上税額)	990	90
経費(仕入税額)	330	0
納付消費税	18	18
利益・納付消費税	642	18

→

### 簡易課税(みなし仕入率60%の場合)

収支	金額	消費税
売上(売上税額)	990	90
経費(仕入税額)	330	54
納付消費税	36	36
利益・納付消費税	624	40

ご相談は弊事務所までお願いいたします。